

令和6年2月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 令和6年2月9日 金曜日 午後3時02分から午後3時46分まで

2 開催場所 中山農村環境改善センター

3 出席委員 (26人)

| | | | | | |
|------|-----|-------|-----|-------|--|
| 会長 | 15番 | 江原 宏昭 | | | |
| 農業委員 | 1番 | 尾古 礼隆 | 8番 | 中川 勝彦 | |
| | 2番 | 佐伯 守 | 9番 | 小谷 恵 | |
| | 4番 | 石原 文義 | 10番 | 岡田 浩司 | |
| | 5番 | 安藤 幹雄 | 13番 | 米澤 誠一 | |
| | 6番 | 矢田 考志 | 14番 | 遠藤 幸子 | |
| | 7番 | 山下 一郎 | | | |

| | | | | | |
|------|----|--------|-----|--------|--|
| 推進委員 | 1番 | 小原 啓一 | 9番 | 二宮 聖貴 | |
| | 2番 | 高見 昭久 | 10番 | 吉野 徹 | |
| | 3番 | 永岡 幸光 | 11番 | 青木 尚 | |
| | 4番 | 福永 博昭 | 12番 | 上田 陽介 | |
| | 6番 | 河村 富士夫 | 13番 | 椎木 知奈美 | |
| | 7番 | 高虫 秀樹 | 14番 | 野口 浩義 | |
| | 8番 | 戸野 悦宏 | 15番 | 山根 章司 | |

4 遅刻委員 (1名) (農委13番 米澤 誠一)

5 欠席委員 (3名) (農委3番 前田 繁昌、農委12番 荒松 将志、
推委5番 山崎 拓司)

6 議事録署名委員の決定 (1番 尾古 礼隆、2番 佐伯 守)

7 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について

議案第6号 大山町農業委員会農業委員の辞任について

8 報告事項

(1) 農地法施行規則第29条第1号の届出について

(2) 賃貸借の解約について

(3) その他

9 その他

(1) 定例会の日程について

(2) その他

10 農業委員会事務局職員

| | |
|-------|-------|
| 局 長 | 諸遊剛史 |
| 主 幹 | 坂田真寛 |
| 事務補助員 | 山根江利子 |

1 1 会議の概要

事務局 それでは、只今から2月の定例農業委員会を始めさせていただきたいと思
います。議長の御挨拶をよろしくお願いします。

議長 失礼します。この頃つい最近、大雪の後で、御覧のように今日はとんでもな
い天気になりまして、なかなか忙しい時期になりました。

予想によりまして、とにかく温度が高いっていうのがもうこれからはず
と続くだろう。従いまして、そうなりますと、もう農作物だとか農作業とい
うのがかなり前倒しになってくるような気がしております。そういう中で、本
日は集まり頂きましてありがとうございます。

先日ですけど、〇〇地区の●●●さんが亡くなりまして、15日に葬儀に出
席させてもらいました。委員会としても、規程によりまして出席させていた
だきましたけど、大変残念なことだなあと改めて思っております。改めてお悔
やみを申し上げたいと思っております。

本日は2月の定例会ってことで、集まっていただきました。本当にありが
うございます。今日のいろいろ協議がありますので、よろしく御協議のほどよ
ろしくお願いします。

議長 ちょっと座らせてもらいます。

今日の欠席届が、農業委員の3番委員さんと、12番委員さん、それから推
進委員5番委員さんが欠席となっております。

また、農業委員の13番さんが遅れるっていうことですので、後で来られる
と思えますけど。従いまして、現在の農業委員の数は過半数を超えておりま
すので、本日の定例農業委員会が成立したことを宣言いたします。

続きまして、議事録署名人の決定になりますけど、1番委員さんと、2番委
員さんをお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

議長 続きまして、会務報告をお願いします。

何か質問が後であれば、挙手をお願いします。では、事務局お願いします。

事務局 【会務報告】

- (1月10日) ・定例農業委員会について。
- (1月15日) ・名和地区農業相談日について。相談件数3件あり。
- (1月24日) ・農業経営改善計画認定審査会について。
- (1月30日) ・鳥取県農業委員会女性協議会研修会について。
- (2月 6日) ・農地・担い手関係市町村等担当者会議について。
- (2月 7日) ・鳥取県農業委員会職員協議会研修会について。

議長 はい、ありがとうございました。

何か質問等ありましたら。

無いようですので、議事に入っていきます。

議長 それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

譲渡人・譲受人等は、議案に記載のとおりですので、大字・地目・面積・譲渡事由のみの説明とさせていただきます。

1 ページ目でございますが、番号3、〇〇、畑1筆、面積は1, 000㎡。贈与でございます。

本件は、農地法第3条第2号各号に該当せず、許可要件を全て満たしていると考えておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

議長 それでは現地確認を行っております。農委9番委員さんから、よろしく願います。

農委9番委員 9番です。午前中に、委員3名と事務局で現地確認に行っていました。

隣り合った畑で、隣っていか境目のない畑でして、きれいに作物が作られていたりしておりました。贈与に対して何ら問題が無いと思います。

御審議のほどお願いします。

議長 ありがとうございます。

それで、何か質問がある方は挙手を、失礼しました、手を挙げて質問してください。

無いでしょうか。

それでは無いようですので、議案第1号について賛成されます方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ということで、議案第1号は原案どおり許可することに決定いたしました。

議長 続きまして議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について。下記申請について、農地法第5条第3項の規定により審議を求めます。

番号2番ですが、目的は太陽光発電設備の設置になります。譲渡人・譲受人については、2ページに記載のとおりです。

位置図は、3ページをご覧ください。申請地は、〇〇〇変電所のある〇〇の交差点から西へ約200mの位置にある農地になります。現在は休耕中ということです。

農地区分は、〇〇〇駅から300m以内にある農地で第3種農地となりまして、許可基準としては「原則許可」になります。

土地利用計画は、4ページをご覧ください。

事業用地から0.5m内側に高さ1.2mのフェンスを設置し、フェンス内に16枚を1組にしたパネルを11組、計176枚を野立方式で架台を設置して取り付ける計画となっています。

スペースについての検討ですけれども、土地2筆の合計は1,016㎡です。

そこに、1枚約2.58㎡のパネルが176枚なので、パネルだけで約454㎡の面積が必要になります。

加えまして、「発電の効率面から、互いのパネルが影にならないように設置」することと、「保守管理の面から、各列の間を1.5m程度空けて設置」という計画のため、利用計画図のとおり、太陽光発電施設全体として1,000㎡程度の面積が必要となっています。

管理方法は、雑草対策及び日当たり確保のため、年3回程度の除草作業を行う計画です。

土地は現状のまま利用するというので、5ページに記載のとおり、雨水は地下浸透による処理となる計画です。

また、○○○○○○○○株式会社からの太陽光設備連係に伴う工事費負担金の領収書があり、電力受電契約申込書、電気の買い取りの申し込みですけれども、された書類が添付されています。

その他、添付書類として、残高証明書、隣接耕作者の同意書、計画面積及び被害防除計画も適切であることから、転用の確実性や周辺農地への影響は、特に問題はないと判断しております。

続きまして番号3です。ページは6ページからをご覧ください。

11月議案で農振除外の意見照会を受けて承認された案件で、申請内容については、先ほどありました2ページ記載のとおりになります。

位置図ですけれども、6ページになりまして、申請地は○○インターから約160mほど○○道路を下った場所になります。○○インターから300m以内にある農地で第3種農地となり、許可基準としては「原則許可」の場所になります。

貸家2棟の計画になりますけれども、申請者は個人になります。

申請者の思いとして、「大山町は米子市への生活通勤圏内ですが、付近の町営住宅や民間アパートに空きがなく、町外へ多くの若者が流出している。今回の計画が、若者定住化へ少しでも役立てるのではないか」ということで、計画をされたものです。

7ページに配置図、8ページ9ページに平面図、10ページに立面図を載せています。

7ページの配置図で説明をさせていただきます。

貸家は2階建てで、A棟、B棟の計2棟になります。

駐車スペースとしては、それぞれ2台分を想定されています。

2棟の図面の右側が○○道路、県道になり、こちらが進入路になります。今

回の住宅新築に伴う進入路設置工事については、道路法第24条に基づく県の承認が得られています。

また、この図面の上側には農地がありまして、現在もこの土地の中の進入路を利用していますけれども、今回の転用後も、この申請地内を利用して進入することになります。

図面の左側にあります点線の矢印が、農道から農地への進入路になります。

農作業のために敷地内を通行することについては、地権者の使用承諾書が書面で添付をされています。

続いて、11ページの給排水図面をご覧ください。

上水、下水は〇〇道路側から接続をします。

外構部分は真砂土で、雨水は地下浸透させる計画となっています。

また、建物からの雨水は図面下側の水路へ放流する計画で、放流にあたり〇〇自治会および土地改良区の同意を得られています。

その他の添付書類としては、残高証明、それから隣接耕作者の同意書、計画面積及び被害防除計画も適切であることから、転用の確実性や周辺農地への影響は、特に問題はないというふうに判断しております。

説明は以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、現地確認をされていますので、番号2番については農委9番委員さん、お願いします。

農委9番委員

9番です。

2番の田んぼですけど、9号線と線路横の細い道に挟まれた土地で、線路側からも9号線側からも、5mぐらい下に落ち込んだ形になっております。

今現在、ここ数年はこの今の予定地と、予定地の左右の土地で耕作はされてません。草刈り等は毎年されておりますが、隣接の土地の方の同意も得られております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

続きまして、推委15番委員さん、番号3番について申し上げます。

推委15番委員

はい。午前中に、現地確認に行かしてもらいました。

6ページの地図にありますようにですね、皆さん御存じかと思いますが、この中学校の前の〇〇地区の圃場はですね、次々と何か新しい住宅が建っておりまして、何かこれもそのブームに乗った一つかなみたいな感じではあるんですけども、既に農振除外、先ほど事務局からありましたように農振除外になっておりますし、すぐ隣の圃場への進入路も確保されるということですし、それから県道からの進入路も、県の許可のほうも出とるということですので、問題になるようなことはないのではないかと思います。

御審議よろしく申し上げます。

議長

はい、ありがとうございました。

それでは、審議に入りたいと思います。

何か御質問等ありましたら、お願いします。

それでは無いようですので、議案第2号につきまして、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ということで、原案どおり承認することに決定いたします。

議長 続きまして議案第3号、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第3号、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断について。荒廃農地の発生解消状況に関する調査に基づき、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に分類された下記の土地について、農地法第2条第1項の適用を受けない土地であることの可否について議決を求めます。

7月下旬以降、委員の皆様にはお世話になりまして、農地パトロールを実施してきました。その中で、農地ではない可能性のある土地については、秋にも再度、確認をしていただいたところです。

その後、土地所有者等へは利用の状況や意向について確認を行い、もう耕作出来ない等の確認が取れた土地については、農林水産課及び土地改良区へ確認を行いました。この度、最終的な非農地の判断ということで、12ページから16ページまでの計172筆について、議案に上程をさせていただきました。

非農地判断の対象地としてまとめたものを、16ページに集計表として付けております。

今年度につきましては、登記地目が「田」について、31筆、面積にして21,390.80㎡。登記地目が「畑」について、118筆、面積が45,180.10㎡。「その他」と書いてありますけれども、登記地目が田や畑でないもの、例えば原野とか山林ということですが、それが23筆、面積にして24,944㎡です。ということで、合計が172筆の91,514.90㎡となっております。

今後の予定としましては、個人さんに非農地の通知のほうを行います。

また、関係機関にも情報提供を行いまして、それから自然的に農地でなくなったものにつきましては、税務課のほうから法務局へ地目の変更の申出を行います。

その他につきましては、ご自身で地目の変更を行うよう、通知に記載して案内するという流れになります。

説明は以上です。

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、22番と31番、それから115番を除いて審議していきたいと思えます。

何か質問等がある方は、挙手をお願いします。

いいでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、無いようですので、原案のとおり非農地に、今の22番、31番、115番を除いて、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、非農地にすることに決定されました。

(農委13番委員、15時25分着席)

では、番号22番の農委4番委員さん、(議事参与の制限のため退室を)ちょっと。

(農委4番委員、退室)

それでは、番号22番について何か質問がありますでしょうか。

無いようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。

挙手多数により、非農地にすることに決定されました。

(農委4番委員、入室)

それから31番の推委1番委員さん、(議事参与の制限のため)ちょっと席を外してください。

(推委1番委員、退室)

それでは31番について、非農地にすることに賛成、失礼しました、何か質問等ありませんでしょうか。

無いようですので、非農地にすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。

挙手多数により、非農地にすることに決定いたします。

(推委1番委員、入室)

推委12番委員さん、(議事参与の制限のため退室を)ちょっと。

(推委12番委員、退室)

それでは、番号115番について何か質問等ありませんでしょうか。

無いようですので、非農地にすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員賛成ということですので、非農地にすることに決定いたします。

(推委12番委員、入室)

議長

それでは、議案第4号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について、事務局、説明をお願いします。

事務局

はい。議案第4号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第

5条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5第1項の規定により受理したので、議決を求めます。(詳細；詳細は議案に明記)

詳細は議案に記載のとおりです。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

それでは、議案第4号の番号の63番と88番を除いて審議したいと思ひます。

事務局

60番も。

議長

60番は農委10番委員さんです。

事務局

60番も除いて審議してもらって。

議長

失礼しました。番号60番の農委10番委員さんの分もありますので。

60番、63番、88番を除いて、何か質問等がありましたらお願ひします。

無いようですので、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願ひします。

(全員挙手)

ありがとうございます。挙手多数により原案のとおり決定いたします。

それじゃあ、農委10番委員さん。(議事参与のため退室を)

(農委10番委員、推委11番委員、退室)

それでは、60番の分につきまして、何か質問がございませんでしょうか。

無いようですので、賛成の方は挙手をお願ひします。

(全員挙手)

ありがとうございます。挙手多数により原案のとおり決定いたします。

(農委10番委員、入室)

それでは番号63番、88番について何か質問等ありましたら。

無いようですので、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願ひします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。

全員賛成ということで、原案のとおり決定しました。

(推委11番委員、入室)

議長

続きまして、議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について、事務局の説明をお願ひします。

事務局

はい。議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、照会があったので意見を求めます。(詳細；

詳細は議案に明記)

詳細は議案に記載のとおりです。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

それでは、番号の11番から16番、62番、47番、48番、54番を除いて、何か質問等がありましたらよろしくお願い致します。

無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、承認することに決定いたします。

それでは順番に(議事参与の制限のため退室を)農委10番委員さん。

(農委10番委員、推委8番委員、退室)

番号11番、16番、42番につきまして、何か質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、承認することに決定しました。

(農委10番委員、入室)

続きまして、番号47番から48番についてです。

(推委8番委員)出ちゃっとなる。

それでは47、48番について何か質問等がございましたら。

無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員挙手ということで、多数により承認することに決定しました。

(推委8番委員、入室)

続きまして54番について、審議したいと思います。

(推委12番委員、退室)

それでは、54番について何か質問等がございますでしょうか。

無いようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員挙手ということですので、承認することに決定いたします。

(推委12番委員、入室)

議長 続きます、議案第6号、農業委員の辞任について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第6号、大山町農業委員会農業委員の辞任について。別紙のとおり大山町長から諮問があったので、農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定により同意を求めます。ということで、38ページを御覧頂きたいと思えます。

農業委員の12番さんから、1月26日付けで、辞任願が町長宛てに提出されています。

辞任の理由としましては、病気の為長期療養が必要とのことです。

農業委員の辞任につきましては、農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定により、町長及び農業委員会の同意を得ることが必要となります。

説明は以上でございます。

議長 はい。何かこのことについて、質問等のございます方は。

無いようですので、辞任について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

はい。挙手多数により、同意することに決定いたします。

議長 続きます、6番目になりますけど、報告事項のその後に付けてありますけど、後で見えておいてください。

議長 7番目のその他ですけど、定例会の日程について説明をいたします。

ここでは3月8日、金曜日の午後3時から、改善センターでちゅうことにしておりますけど、ちょっと事務局と会長もあれですけど、話しまして、ちょっと3月の11日の月曜日にして頂けたらなと思っておりますので、よろしく。

何かございましたら、これにつきまして。

11日の月曜日に変更してもらえたらと思えますけど。

特に何か質問がなければ、よろしいでしょうか。

それでは、次の定例会の日程につきましては、3月11日の月曜日、午後3時から中山農村環境改善センター、この場所で行いたいと思えますのでよろしくお願います。

2番目のその他ですけど、何か皆さんのほうからありますでしょうか。

【その他】

- ・議事参与制限者の退室について。
- ・農業委員の欠員補充について。

その他、ございませんでしょうか。

それでは、無いようですので、本日の定例農業委員会を閉会といたします。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 江原 宏昭

議事録署名委員 尾古 礼隆

議事録署名委員 佐伯 守

：備考 上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約を行い掲載しております。